

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について



環境省は、2019年4月1日付けで低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB) 廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を JFE 環境株式会社に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、または行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

① 住所、名称、代表者の氏名

神奈川県横浜市鶴見区弁天町 3 番地 1

JFE環境株式会社 代表取締役 露口 哲男

② 施設設置場所 東京都江東区青海三丁目地先

③ 施設の種類 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設

④ 処理を行う廃棄物の種類

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。)第 2 条の 4 第 5 号イに規定する廃 PCB 等のうち、電気機器又は OF ケーブル(PCB を絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量の PCB によって汚染されたもの(以下「微量 PCB 汚染絶縁油」という。)が廃棄物となったもの

ロ 令第 2 条の 4 第 5 号ロに規定する PCB 汚染物のうち、微量 PCB 汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

⑤ 処理の方法 焼却(流動床ガス化溶解炉方式)

⑥ 処理能力

イ 廃 PCB 等

・1日当たり 81.6 キロリットル
(1時間当たり 1.7 キロリットル×24 時間×2 炉)

ロ PCB 汚染物

・1日当たり 0.1 トン(本認定に係る無害化処理の用に供する施設においてイに掲げるものの処理に伴って生じたものに限る)

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 [2019年4月1日付 環境省報道発表資料](#)

研究開発箇所 佐野史明

